

## 住宅宿泊(民泊)事業が 始まります 県HP

多様化する宿泊ニーズに対応するため、6月15日から新たな制度が始まります。これまで民泊には、旅館業としての営業許可が必要とされてきましたが、年間営業可能日数が180日以内など一定の条件を満たせば、届け出によっても民泊を行うことができるようになります。届け出の受け付け開始は3月15日です。円滑な民泊事業のためには、法令に従って地域住民などとのトラブル防止に配慮することが重要です。新制度について、詳しくは県ホームページをご覧ください。

### マンション管理組合の皆さまへ

マンション内でのトラブルを未然に防止するためには、民泊の可否を管理規約で明確にすることが重要です。規約改正がお済みでない場合は、お早めにご検討ください。

#### 〈問い合わせ〉

生活衛生課(住宅宿泊事業について)  
 ☎092-643-3279 ☎092-643-3282  
 住宅計画課(マンション管理規約について)  
 ☎092-643-3732 ☎092-643-3737

### みんなで築こう 人権の世紀

考えよう  
相手の気持ち

人権・同和対策局調整課  
ヒューマン博士



## 教育職員免許状の更新 県HP

教育職員免許状を更新するには、更新対象者が更新講習を受講・修了し、修了確認期限または有効期間の満了日の2カ月前までに、免許管理者に申請を行う必要があります。教員免許更新制度や更新講習の具体的な内容については、文部科学省、講習を開設する大学、県のホームページなどでご確認ください。

#### 〈問い合わせ〉教職員課

☎092-643-3891 ☎092-643-3896

## 飲酒運転撲滅

飲酒運転は、絶対しない!  
させない! 許さない!  
そして、見逃さない!



## サイバーセキュリティ対策は お済みですか

パソコンやスマートフォンをサイバーセキュリティに無関心なまま使っていると、いつどのような被害に遭うか分かりません。利用者自身がセキュリティ対策を行うことが大切です。

県警察のホームページでは、サイバー犯罪の手口をはじめ生活の安全・安心に関するさまざまな情報を紹介しています。ぜひご覧ください。

#### 〈問い合わせ〉

県警察本部サイバー犯罪対策課

☎/☎092-641-4141

[HP] <http://www.police.pref.fukuoka.jp>

## 発達障がい者支援センターを 新たに2カ所設置しました 県HP

県では、発達障がいのある人とその家族が専門的な相談支援を受けることができるよう、発達障がい者支援センターをこれまでの筑豊地域、筑後地域に加え、新たに北九州地域と、福岡地域に設置しました。お近くのセンターへご相談ください。

#### 〈各地域の発達障がい者支援センター〉

[福岡市以外の福岡地域] 発達障がい者支援センターLife(ライフ) 新設

☎092-558-1741 ☎092-558-1742  
 月～金:9時～17時

[北九州市以外の北九州地域] 発達障がい者支援センター(北九州市立総合療育センター内) 新設

☎070-1242-1503 ☎093-922-5523  
 月～金:9時～17時

[筑豊地域] 発達障がい者支援センターゆう・もあ

☎0947-46-9505 ☎0947-46-9506  
 月、水～金、日:9時～18時

[筑後地域] 発達障がい者支援センターあおぞら

☎0942-52-3455 ☎0942-53-0621  
 月～金:9時～17時

[福岡市] 発達障がい者支援センターゆうゆうセンター

☎092-845-0040 ☎092-845-0045  
 月～金:9時～17時

[北九州市] 発達障害者支援センターつばさ

☎/☎093-922-5523  
 月～金:8時30分～17時

〈問い合わせ〉障がい福祉課

☎092-643-3263 ☎092-643-3304

## 国民健康保険に ご加入の皆さまへ 県HP

### 国民健康保険制度が変わります!

4月から、県も国民健康保険の保険者となります。県と市町村は、市町村国保の安定的な財政運営を図り、市町村事務の効率化・標準化を推進します。

#### [変わること]

①被保険者証(保険証)などの様式(記載内容など)が変わります。4月以降、順次切り替わりますが、それまでは、現在のものをお使いいただけます。

②高額療養費の多数回該当の算定回数が、県単位で通算され加入者の負担が軽減されます。

#### [変わらないこと]

①医療機関の受診方法は変わりません。

②各種届け出などの窓口は、今までどおりお住まいの市町村です。

### 国民健康保険の資格の異動は

#### 届け出が必要です

退職などにより会社の健康保険の資格を失った時や会社の健康保険の被扶養者から外れた時は、国民健康保険の加入(資格の取得)の届け出が必要です。また、国民健康保険に加入していた人が、会社の健康保険に加入した時は、国民健康保険をやめる(資格の喪失)届け出が必要です。理由が生じた日から14日以内に、お住まいの市区町村の窓口で届け出をしてください。

#### 〈問い合わせ〉

お住まいの市町村の国民健康保険担当課または県医療保険課

☎092-643-3300 ☎092-643-3303

## 住まいの相談窓口 「住まいのダイヤル」

一級建築士の資格を持ち、住宅に関する広い知識を持つ相談員が、マンションの建て替えや敷地売却など住まいについての相談を受け付けます。弁護士や建築士による無料の対面相談も可能です。

#### 〈相談・問い合わせ〉

住まいのダイヤル

☎0570-016-100

PHS、一部のIP電話からは

☎03-3556-5147

[HP] <https://www.chord.or.jp/>